

令和４年度 第１回瀬戸市固定資産評価審査委員会

令和４年７月１９日(火)

午前１０時から

瀬戸市役所 ４階 庁議室

議 題

１ 固定資産評価審査申出について （資料１－１、１－２、１－３、１－４）

２ 委員長任期満了に伴う委員長の選出等について （資料２－１）

- (１) 委員長の選出
- (２) 委員長職務代理者の指名
- (３) 合議体の指定等

３ その他

地方税法（抄）

（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）

第四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（第三百八十九条第一項、第四百十七條第二項又は第七百四十三條第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。）について不服がある場合においては、第四百十一条第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで若しくは第四百十九條第三項の規定による公示の日から同日後三月を経過する日（第四百二十條の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日）までの間において、又は第四百十七條第一項の通知を受けた日から三月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

(固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続)

第四百三十三条 固定資産評価審査委員会は、前条第一項の審査の申出を受けた場合においては、直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から三十日以内に審査の決定をしなければならない。

2 不服の審理は、書面による。ただし、審査を申し出た者の求めがあつた場合には、固定資産評価審査委員会は、当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

4 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、評価調書に関する事項についての説明を求めることができる。

5 . . .

附 則

(令和三年度における固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の特例)

第二十四条の二 令和三年度分の固定資産税について附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三第四項、第十九条の四第一項又は第二十一条の二第一項第一号ロ（同号ロの規定に基づく条例で定める割合として百分の百が定められている場合に限る。）の規定の適用を受ける土地に対して課する同年度分の固定資産税に限り、第四百三十二条第一項中「日まで」とあるのは、「日まで及び令和四年四月一日から納税通知書の交付を受けた日後十五月を経過する日まで」と読み替えるものとする。

【資料 1-2】 審査申出書

《個人情報の都合により、非公開》

固定資産評価審査申出書形式審査チェックリスト

○ 形式審査

申出書が適法な形式を備えている場合は受理、不適法な場合は却下とする。

1 審査申出人、申出物件等の情報

(1) 審査申出人氏名 瀬戸市●町●番地

●● ●●

(2) 審査申出物件

所在地番 瀬戸市●町●番、●番、●番、●番、●番、●番（土地）

2 形式審査確認事項

(1) 審査申出することができる事項であるか（審査申出の趣旨及び理由）

(2) 審査申出することができる者であるか

(3) 審査申出の時期が提出期限内か

(4) 審査申出書の記載事項に不備はないか

① 申出書は、正副 2 通提出されているか

② 審査の申出に係る固定資産が特定できるか

③ 添付資料は漏れなくあるか

④ 「口頭意見陳述」希望の有無は明確か

チェックリスト

形式審査 確認事項	形式審査の確認ポイント	申出書の記載内容等	事務局 確認結果	委員会 審査結果
(1) 審査申出 することがで きる事項で あるか（審 査申出の趣 旨及び理 由）	◆評価額に関する申出事項か	◆申出理由 ・接道路の状況等から土地の評価額は適正と思えない。 ・審査申出した土地の評価額合計は推定で53, 210, 000円。	○	
(2) 審査申出 することがで きる者である か	◆当該年度において、当該固定資産税の納税者か ◆その価格は、固定資産課税台帳に登録されているか	◆申出人名 瀬戸市●町●番地 ●●●●● ◆固定資産課税台帳 有 ◆納税通知書 有	○	
(3) 審査申出 の時期が提 出期限内か	◆申出の時期は提出期限内か ・審査申出があった日は、納税通知書の受取日後3月以内か（地方税第432条） ・令和3年度限りの特別な措置により税額が据置かれている土地の場合は、令和3年度の価格の <u>審査申出について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月</u> <u>以内か（地方税法附則第24条の2）</u>	◆申出書提出状況 <u>令和3年度限りの特別な措置により税額が据置かれている土地である。</u> ・令和3年度納税通知書受取日 令和3.4.13 ・審査申出期限 令和4.7.19 ・審査申出日 令和4.7.11	○	
(4) 審査申出 書の記載事 項に不備は ないか ①	◆申出書は正副2通提出されているか	◆正副2通有り	○	
(4) ②	◆審査の申出に係る固定資産が特定できるか	◆申出書の「審査申出物件台帳登録事項」にて特定できる。 ・瀬戸市 ●町●番、●番、●番、●番、●番、●番	○	
(4) ③	◆添付資料は漏れなくあるか	◆添付書類 「近隣売地広告」	○	
(4) ④	◆「口頭意見陳述」希望の有無は明確か	◆「希望無し」 ⇒備考欄にその旨の記載がなく、受付時においても口頭で意思がないことを確認。	○	

【資料 1- 4】位置図・公図

《個人情報の都合により、非公開》

1 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例（抄）

（委員長）

第 3 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長の任期は、1 年とし、再任されることを妨げない。
- 6 委員長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地方税法（抄）

（合議体）

- 第 4 2 8 条 固定資産評価審査委員会は、委員のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者 3 人をもって構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う。
- 2 前項の合議体を構成する者のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者 1 人を審査長とする。
 - 3 第 1 項の合議体は、当該合議体を構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
 - 4 第 1 項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。